

第 1 号 議 案

令 和 7 年 度

亀 岡 市 一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 1 号 ）

令和 7 年度亀岡市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度亀岡市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

2 4 3, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 8, 6 8 3, 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。
（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令和 7 年 6 月 9 日提出

亀岡市長 桂 川 孝 裕

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 5 国庫支出金		千円 8, 3 2 7, 8 8 1	千円 4 3, 8 4 7	千円 8, 3 7 1, 7 2 8
	2 国庫補助金	3, 1 9 6, 9 9 8	4 3, 8 4 7	3, 2 4 0, 8 4 5
1 6 府支出金		3, 4 6 9, 5 3 9	3, 2 9 4	3, 4 7 2, 8 3 3
	2 府補助金	1, 6 3 9, 2 5 7	3, 2 9 4	1, 6 4 2, 5 5 1
1 9 繰入金		4, 9 8 6, 4 9 9	6 2, 1 9 0	5, 0 4 8, 6 8 9
	2 基金繰入金	4, 9 1 3, 3 9 8	6 2, 1 9 0	4, 9 7 5, 5 8 8
2 0 繰越金		1, 0 0 0	8 4, 7 4 8	8 5, 7 4 8
	1 繰越金	1, 0 0 0	8 4, 7 4 8	8 5, 7 4 8
2 1 諸収入		3 1 7, 7 1 1	9, 8 2 1	3 2 7, 5 3 2
	6 雑入	2 9 0, 8 8 1	9, 8 2 1	3 0 0, 7 0 2
2 2 市債		5, 0 0 5, 6 0 0	3 9, 1 0 0	5, 0 4 4, 7 0 0
	1 市債	5, 0 0 5, 6 0 0	3 9, 1 0 0	5, 0 4 4, 7 0 0
歳 入 合 計		4 8, 4 4 0, 0 0 0	2 4 3, 0 0 0	4 8, 6 8 3, 0 0 0

2 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 9, 4 4 3, 1 4 3	千円 4 0, 1 7 6	千円 9, 4 8 3, 3 1 9
	1 総務管理費	8, 2 7 6, 5 1 9	1 0, 7 7 6	8, 2 8 7, 2 9 5
	7 環境交通対策費	3 7 8, 1 8 8	2 9, 4 0 0	4 0 7, 5 8 8
3 民生費		1 6, 2 6 6, 1 7 9	6 0, 7 7 2	1 6, 3 2 6, 9 5 1
	1 社会福祉費	8, 4 8 2, 6 6 5	1, 3 2 0	8, 4 8 3, 9 8 5
	2 児童福祉費	6, 3 7 7, 8 2 7	5 7, 8 2 4	6, 4 3 5, 6 5 1
	3 生活保護費	1, 4 0 1, 6 8 7	1, 6 2 8	1, 4 0 3, 3 1 5
4 衛生費		3, 4 7 3, 6 5 9	5 0, 0 0 0	3, 5 2 3, 6 5 9
	1 保健衛生費	1, 7 0 5, 7 6 2	5 0, 0 0 0	1, 7 5 5, 7 6 2
6 農林水産業費		1, 1 3 3, 3 7 2	1 5, 4 5 7	1, 1 4 8, 8 2 9
	1 農業費	8 4 6, 6 4 2	1 1, 4 5 7	8 5 8, 0 9 9
	3 林業費	1 1 2, 9 7 6	4, 0 0 0	1 1 6, 9 7 6
7 商工費		6 4 8, 3 0 7	7, 8 6 2	6 5 6, 1 6 9
	1 商工費	6 4 8, 3 0 7	7, 8 6 2	6 5 6, 1 6 9
8 土木費		6, 0 9 1, 8 0 5	1 5, 1 5 8	6, 1 0 6, 9 6 3
	4 都市計画費	3, 2 2 0, 0 0 0	1 5, 1 5 8	3, 2 3 5, 1 5 8
9 消防費		1, 2 5 5, 1 8 3	9, 3 4 6	1, 2 6 4, 5 2 9
	1 消防費	1, 2 5 5, 1 8 3	9, 3 4 6	1, 2 6 4, 5 2 9
1 0 教育費		5, 9 5 6, 2 0 7	4 4, 2 2 9	6, 0 0 0, 4 3 6
	1 教育総務費	5 2 3, 9 9 6	9, 1 4 5	5 3 3, 1 4 1
	3 中学校費	1, 7 5 3, 4 2 9	3 1, 5 8 4	1, 7 8 5, 0 1 3
	5 社会教育費	1, 2 9 8, 2 5 0	3, 5 0 0	1, 3 0 1, 7 5 0
歳 出 合 計		4 8, 4 4 0, 0 0 0	2 4 3, 0 0 0	4 8, 6 8 3, 0 0 0

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
石 田 梅 岩 記 念 館 管 理 経 費	令和7年度から 令和10年度まで	千円 22,500

第3表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
都 市 計 画 事 業	千円 916,400 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起こすことができる。	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 923,200 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起こすことができる。	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
消 防 施 設 整 備 事 業	105,600 〃	〃	〃	〃	114,300 〃	〃	〃	〃
中 学 校 施 設 等 整 備 事 業	790,200 〃	〃	〃	〃	813,800 〃	〃	〃	〃
計	5,005,600				5,044,700			